

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日に当  
るときは、その翌日)

## 目 次

- ◆ 告 示  
青少年に有害な図書類の指定  
保険医療機関等の指定  
急傾斜地崩壊危険区域の指定  
計量器の定期検査の実施
- ◆ 選管告示  
個人演説会を開催することができる施設を指定した旨の報告
- ◆ 教委告示  
教育委員会の招集
- ◆ 公安告示  
銃砲刀剣類所持等取締法による聴聞

## 告 示

### 鳥取県告示第二百十五号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号）

第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十八年三月十五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

指定番号	種 別	題 目	書 号	発行番号等	類 別
913	雑誌その他 の刊行物	秘写タプナー 秘写タプナー 変態の面 第七巻第四号	変態行為特集号 変態の面 第七巻第四号	HT-4C	表示された発行所名 トライビジョン
914	"	㊦ガイド 素人トルコ嬢ガイド		SL-4C	株式会社セゾン出版
915	"	激しすぎる挿入 趣味は尺八よ		D-7	フランス出版
916	"	夢精遊戯増刊 夢精遊戯増刊 第3巻4号通巻25号	激しく突いて じらさないで 第3巻4号通巻25号 素能界おま	MZ-4C	森アツナル社
917	"	コレクターつづぶつ号 コレクターつづぶつ号 特大陰曆入 れボツ大全集		CO-4C	海鳴書房
918	"	絶頂挿入 いわて		D-78	Do企画
919	"	女情報「四ツ谷」昼と夜のSEX断層		OJ-4C	土曜出版社
920	"	秘部まさぐり 少女物語		D-78	Do企画
921	"	背中まで89分 挿入絶頂 陽子先輩の性交指導		D-9	株式会社セインスト企画
922	"	SOAP		D-6	Office JET

923	"	本番写真絡む好きにして	DB-ス4	Do企画
924	"	ギヤルズレポート 肉寝が股間の際 間から露わに	GR-4-C	ロア出版
925	"	ムサシ3月号 私はシタ1人妻 第4巻第3号	雑誌 08505-3	若生出版
926	"	WING	DB-ヨ7	Office JET
927	"	完全ドキュメント版 本番秘蔵	DB-ス5	LANDA-SS
928	"	ガール&ガール SM好きの若妻たち GIRL&GIRL 少女橋開 VOL.69	G-3-C	株式会社アリス出版
929	"	SEX FUCK IN SEX CLIMAX	DB-セ6	Production-do
930	"	SM淫脱少女 絶頂縄虐	DB-セ5	LANDA-SS
931	"	監禁いたぶり 乱熟模様	DB-セ0	アリス出版
932	"	うづく性器 愛舞	DB-セ4	Do企画
933	"	快楽実語告白人 女子大生 VS OL 肉体鑑定	ZD-3-C	株式会社出版新社
934	録音テープ	テープ52分 ステレオ Tape Magazine FROS&MUSIC VOL.7	MT-4-C	アリス出版
935	雑誌その他 の刑行物	好色看護婦 セックス行為 看護婦日記	DB-ス8	Do企画
936	"	15歳本番性交フェラチオの大盛り 写真集 欲しいの	DB-ヨ6	アリス出版
937	"	SM・少女家畜 桃色初体験	DB-セ1	アリス出版
938	"	ADULT CINEMA 通巻4号	AD-4-C	海鳴書房
939	"	ペニスしゃぶり 激入写真	DB-セ3	アリス出版
940	"	少女の快感	-	関東商雑誌
941	"	淋しいのあたためて	11-1 A006	ペンダーズ ゾックス
942	"	ゾックス	051 A024	頼明和出版
943	"	女陰むき出し 強めて	DB-セ2	Do企画
944	"	EVERY NIGHT	-	アルファ出版
945	"	PUSSY 女子大生のぬめる Pussy 女子大生連発泣き VOL.13	PU-4-C	頼アリス出版
946	"	ゾットジエニカ20人妻の恥部を犯す	FJ-4-C	海鳴書房
947	"	エロスアツアツ 淫虐女陰責め 特集淫虐強姦 第6巻第4号通巻73号	E-4-C	アツアツ社
948	"	気掛りな視線	303702	グリーン企画
949	"	本番強めまわし レックスン場	DC-セ9	アリス出版
950	"	HOW TO SEX 不思議な体験 少女論	DC-ソ0	Do企画
951	"	快楽実語告白人 少女の24時間 食べ頃少女	ZD-4-C	株式会社出版新社
952	"	SEXY LINE	OB-ロ0	Office JET
953	"	PINK BOX そう入初体験	D-4-C	株式会社出版社
954	"	エロスアツアツ増刊 淫乱女性器診察 EROS UP 増刊 女性器診察	EZ-4-C	アツアツ社

955	"	東京スキーンマガジン 最新性風俗情報 東京スキーンマガジン SEX現場情報	TM-1 4-1-C	株式会社東京三社
956	"	ウルフ GUY 1983 4月号	雑誌 01861-4社	株式会社東京三社

鳥取県告示第二百十六号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十八年三月十五日

鳥取県知事職務代理者  
鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
日本歯科医院	米子市立町三丁目一〇〇	昭和五十八年二月二十日
平田歯科医院	西伯郡淀江町大字淀江八九〇	昭和五十八年二月二十七日
平井薬局	鳥取市元大工町四七―四	昭和五十八年二月十五日
スズカ薬局	鳥取市寺町三四―一〇	"
上原薬局	日野郡江府町大字江尾一八六 七―一	"

辻歯科医院	米子市道笑町四丁目六六	昭和五十八年二月十六日
川元歯科医院	西伯郡淀江町大字佐陀字東川 尻八三四―五	昭和五十八年二月十七日

鳥取県告示第二百十七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。  
その関係図面は、鳥取県土木部砂防利水課及び各管轄土木出張所において一般の縦覧に供する。

昭和五十八年三月十五日

鳥取県知事職務代理者  
鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

- 一 名称  
猪子地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域  
鳥取市猪子字下土居一九二番地一の一部及び一九二番地四の一部  
字目ヶ谷一九六番地一、一九六番地二、一九六番地三、一九六番地四の一部、一九八番地、一九九番地の一部、二〇〇番地、二〇一番地、二〇二番地、二〇二番地次一の一部、二〇二番地次二、二〇三番地の一部、二〇三番地一の一部、二〇五番地、二〇六番地、二〇

七番地の一部、二〇八番地の一部、二〇九番地一の一部、二一六番地の一部、二一七番地、二一七番地次一、二一七番地次二及び六八三番地、字上土居二一八番地、二一九番地、二一九番地次一、二二〇番地、二二一番地、二二二番地、二二三番地、二二四番地、二二八番地、二二九番地、二三〇番地、二三〇番地次一、二三一番地の一部、二三二番地一、二三二番地二、二三三番地、二三四番地、二三四番地次一、二三五番地、二四一番地、二四一番地一、二四二番地一、二四二番地二の一部、二四四番地次一、二四九番地の一部及び二四九番地次二、字城谷二三一番地内一、二三一番地次一内一、六七五番地の一部、六七七番地の一部、六七八番地、六七九番地、六八〇番地の一部、六八一番地、六八二番地及び六八四番地の一部並びに字榎ヶ谷六九五番地、六九六番地及び六九七番地並びにこれらと一体をなす国有地

二 1 名称

細川地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

岩美郡福部村大字細川字上屋敷三四八番地一、三四八番地二、三四八番地三、三五〇番地、三五一番地、三五一番地一、三五一番地二、三五二番地、三五三番地一、三五三番地二、三五三番地三、三五三番地四、三五三番地五、三五三番地六、三五三番地七、三五三番地八、三六〇番地一、三六〇番地二、三六〇番地三の一部及び三六〇番地四並びに字上屋敷上丸八二三番地一の一部、八二三番地二の一部、八二四番地一の一部、八二四番地二、八二四番地三の一部、八二五番地一の一部及び八二五番地三の一部並びにこれらと一体を

なす国有地

三 1 名称

西町地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

気高郡青谷町大字青谷字小丸山六〇二三番地四の一部、六〇二三番地五の一部、六〇二三番地六の一部及び六〇二三番地八、字上寺地四一八三番地次二、四一八三番地一の一部、四一八三番地三、四二〇一番地一、四二〇一番地二、四二〇一番地六、四二〇一番地八、四二〇一番地九、四二〇二番地一、四二〇二番地三、四二〇二番地四、四二〇二番地五、四二〇二番地六及び四二〇三番地五並びに大字露谷字鳥越五三番地、五三番地第二の一部、五三番地一、五三番地四の一部、五三番地六、五三番地七、五三番地八、五三番地九、五三番地一〇、五三番地一一、五三番地一二、五三番地一三、五三番地一五、五四番地一、五四番地二、五五番地、五五番地二、五五番地三、五六番地の一部、五六番地二及び五七番地第一の一部並びにこれらと一体をなす国有地

四 1 名称

湖山町南二丁目第二地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

鳥取市湖山町南一丁目三八八番地、三八九番地、三九〇番地の一部、四〇六番地の一部、四〇七番地、四〇八番地、四六八番地、四六九番地、四七〇番地、四七四番地、四七五番地、四七六番地、四七七番地、四七九番地、四八〇番地及び四八三番地並びにこれらと一体をなす国有地

五 1 名称

米田町地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

倉吉市米田町字僧ヶ平五六八番地一の一部大字米田団地字谷口七二二番地の一部、七二二番地二の一部及び七二二番地三並びにこれらと一体をなす国有地

六 1 名称

住吉町地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

倉吉市住吉町一番地三、一番地五、一番地七、一番地八、一番地九、一番地一〇、一番地一一、番地一二、一番地一三、一番地一四、一番地一五、四番地の一部、三三六一番地二の一部、三三六一番地六、三三六一番地七、三三六一番地八、三三六一番地九、三三六一番地一〇、三三六一番地一一、三三六一番地一二、三三六一番地一三、三三六一番地一四、三三六一番地一五、三三六一番地一六、三三六一番地一七及び三三六三番地一の一部並びにこれらと一体をなす国有地

七 1 名称

服部地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

倉吉市服部字柿原七〇一番地、七〇二番地、七〇三番地、七〇四番地及び七〇五番地、字下大田七三六番地二、七三六番地三、七三六番地四、七三六番地五、七三七番地、七三八番地、七三九番地、七四〇番地一、七四〇番地二、七四〇番地三及び七四一番地並びに字日南山九〇〇番地四、九〇〇番地五及び九〇〇番地六の一部並び

八 1 名称

にこれらと一体をなす国有地

穴沢地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

倉吉市穴沢字谷奥谷九七番地、九八番地一、九八番地二、九八番地三、九九番地、一〇〇番地、一〇一番地、一〇一番地一、一〇二番地、一〇二番地二、一〇三番地一、一〇三番地二、一〇三番地三、一〇三番地四、一〇三番地五、一〇三番地六、一〇三番地七、一〇三番地八、一〇四番地次一、一〇四番地二、一〇四番地三、一〇四番地四、一〇五番地一、一〇五番地二、一〇五番地三、一〇六番地一、一〇六番地二及び一〇七番地の一部、字谷奥北向平五八〇番地一の一部、五八〇番地二の一部、五八〇番地三の一部、五八〇番地四の一部、五八〇番地五の一部及び五八二番地、字中峰五五九番地の一部、五六〇番地三及び五六〇番地四の一部、字土手ノ内一五〇番地、一五一番地、一五二番地、一五二番地次一、一五二番地次二、一五三番地一、一五三番地二、一五三番地三、一五五番地の一部、一五五番地内一、一五六番地、一五七番地、一五八番地、一五九番地、一六〇番地、一六一番地、一六二番地一、一六二番地二、一六三番地次一、一六三番地四、一六三番地五、一六三番地六、一六三番地七、一六四番地一、一六四番地二、一六四番地三、一六五番地一、一六五番地二及び一六五番地三、字家の空五八三番地次三、五八三番地三、五八四番地、五八八番地四、五八九番地、五九〇番地二の一部及び五九〇番地三の一部並びに字善助山五九五番地の一部及び五九六番地の一部並びにこれらと一体をなす国有地

九 1 名称

津原地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

倉吉市津原字二軒屋三七番地、三八番地一、三八番地二、三九番地一、三九番地二、四〇番地一、四〇番地二、四一番地、四二番地、四三番地一、四三番地二、四四番地一、四四番地二、四五番地、四六番地、四六番地一、四七番地一、四七番地二、四七番地三、四九番地及び五〇番地、字二軒屋峰二八五番地、二九五番地及び二九六番地並びにこれらと一体をなす国有地

十 1 名称

尾田地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

倉吉市尾田字屋敷通一六八番地、一六九番地、一七〇番地、一七一番地、一七二番地、一七三番地、一七三番地次一、一七三番地次二、一七四番地、一七四番地第一、一七四番地第二、一七五番地、一七六番地、一七七番地、一七七番地第一、一八五番地、一八五番地一、一九〇番地一、一九〇番地二及び一九一番地、字家ノ上一九二番地一、一九二番地二、一九三番地及び一九三番地一並びに字中峰三二八番地三の一部、三二九番地、三三〇番地、三三一番地、三三一番地内第一、三三二番地内第二、三三七番地及び三三八番地並びにこれらと一体をなす国有地

十一 1 名称

下悴谷地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

倉吉市悴谷字屋敷通八六番地三、八七番地次一、八八番地、八九番地一、八九番地二、九一番地、九二番地、九三番地一、九三番地二、九三番地三、九四番地、九九番地、一〇〇番地、一〇〇番地次一、一〇〇番地二、一〇〇番地三、一〇〇番地四、一〇四番地、一〇六番地、一〇七番地、一〇九番地、一一〇番地、一一三番地二、一一三番地三、一一三番地四、一一四番地、一一五番地、一一五番地一、一一五番地二、一一五番地三、一一二番地、一一二番地一、一一二番地二及び一一二番地三、字西田一一三番地、一一三番地一、一二五番地次一及び一二五番地二並びに字切通シ四〇八番地一、四〇八番地二、四〇八番地三、四一一番地の一部及び四一六番地並びにこれらと一体をなす国有地

十二 1 名称

堀(陽中)地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

東伯郡関金町大字堀字上堂ノ前二九三二番地一、二九三二番地二、二九三三番地、二九四四番地、二九四五番地一、二九四五番地二、二九四六番地一、二九四六番地二、二九四七番地一、二九四七番地二、二九四七番地三、二九四八番地の一部、二九四九番地一、二九四九番地二の一部、二九四九番地三の一部、二九四九番地四の一部、二九五〇番地の一部、二九五一番地一、二九五一番地二、二九五二番地、二九五三番地一及び二九五三番地二、字下堂ノ前二九五四番地一の一部及び二九五五番地一の一部並びに字坂根の上三二六〇番地一の一部、三二六一番地一の一部、三二七八番地三の一部、三二七九番地一、三二七九番地二、三二八〇番地一の一部及び三二八〇

番地二並びにこれらと一体をなす国有地

十三 1 名称

堀(高助)地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

東伯郡関金町大字堀字高助三〇〇〇番地、三〇〇二番地、三〇〇三番地、三〇〇四番地、三〇〇四番地次一、三〇〇五番地、三〇〇六番地、三〇〇七番地、三〇〇八番地一、三〇〇九番地、三〇一〇番地一、三〇一六番地二、三〇一七番地、三〇一八番地、三〇一九番地一、三〇二〇番地、三〇二三番地一、三〇二三番地二、三〇二三番地三、三〇二四番地一、三〇二四番地二、三〇二四番地三、三〇二四番地四、三〇二四番地五、三〇二四番地六、三〇二四番地七、三〇二四番地八、三〇三七番地一、三〇三八番地一の一部及び三〇三八番地二、字高助ノ上三三四二番地の一部、三二四三番地、三二四四番一、三二四四番地二、三二四五番地二、三二四六番地一の一部、三二四八番地一の一部、三二四九番地、三二五〇番地、三二五一番地、三二五二番地二の一部、三二五三番地、三二五五番地の一部、三二五六番地及び三二五七番地一の一部並びにこれらと一体をなす国有地

十四 1 名称

関金宿(寺屋敷)地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

東伯郡関金町大字関金宿字寺屋敷二〇七二番地三の一部、二〇七七番地、二〇七四番地、二〇七六番地、二〇七七番地、二〇七八番地及び二〇七九番地、字イノコ谷二〇八五番地、二〇八六番地の一

部、二〇八七番地の一部及び二〇八九番地の一部並びに字本堂口二

一一一番地、二一一二番地及び二一一三番地並びにこれらと一体をなす国有地

十五 1 名称

関金宿(城山)地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

東伯郡関金町大字関金宿字城山一二八六番地一、一二八六番地二、一二八六番地三、一二八七番地一、一二八七番地二、一二八七番地三、一二八七番地四、一二八七番地五、一二八八番地一、一二八八番地二、一二八九番地一、一二八九番地二、一二九〇番地一、一二九〇番地二、一二九一番地一、一二九一番地二、一二九二番地一、一二九二番地二、一二九二番地三、一二九三番地の一部、一三〇三番地の一部、一三〇三番地一、一三〇三番地五、一三〇四番地第一、一三〇四番地二、一三〇四番地三、一三〇四番地四、一三〇五番地一、一三〇五番地二の一部及び一三〇五番地三、字町尻一三三六番地一、一三三六番地二、一三三六番地三、一三三六番地四、一三三七番地一、一三三七番地二、一三三八番地三、一三三八番地四、一三四二番地一、一三四二番地二、一三四二番地三及び一三四二番地四並びにこれらと一体をなす国有地

十六 1 名称

松河原(山新)地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

東伯郡関金町大字松河原字新田二〇一番地一及び二〇一番地二、字山根二〇一番地の一部、二一一一番地、二一二番地、二二三番地、

二二四番地、二二五番地、二二六番地、二二七番地、二二八番地、二二九番地、二二〇番地の一部、二二一番地の一部、二二三番地、二二四番地、二二五番地、二二七番地、二二八番地、二二九番地、二三〇番地、二三一番地、二三二番地、二三三番地の一部及び二三番地二の一部並びにこれらと一体をなす国有地

十七 1 名称

東山田地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

東伯郡東伯町大字山田字上垣内四一一番地、四一二番地、四一三番地、四一四番地、四一五番地、四一六番地、四一七番地、四一八番地、四一九番地、四一九番地第一、四二〇番地、四二一番地、四二二番地、四二三番地、四二四番地、四二五番地、四二六番地、四二七番地、四三〇番地、四三一番地、四三二番地、四三三番地、四三四番地、四三五番地及び四三六番地、字家ノ上五四四番地及び五四四番地内一並びにこれらと一体をなす国有地

十八 1 名称

山田地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

東伯郡東伯町大字山田字下屋敷二九二番地、二九三番地、二九五番地、三〇九番地二、三一〇番地、三一一番地、三一二番地、三一三番地、三一四番地、三一五番地一、三一五番地二、三一六番地、三一七番地一、三一七番地二、三一七番地三、三一八番地、三一九番地、三二〇番地、三二一番地、三二二番地、三二三番地、三二四番地一、三二四番地二、三二五番地、三二六番地、三二七番地、三

二八番地、三二九番地及び三三一番地の一部、字平ノ上五六八番地の一部並びにこれらと一体をなす国有地

十九 1 名称

瀬戸地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

東伯郡大栄町大字瀬戸字宮ノ下三八五番地、三八七番地及び三九五番地、字カノノ山三七一番地並びに字宮ノ前四二五番地の一部並びにこれらと一体をなす国有地

二十一 名称

南谷地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

東伯郡羽合町大字南谷字下村ノ内三五九番地、三六〇番地、三六〇番地一、三六〇番地一、三六〇番地二、三六一番地、三六二番地、三六三番地、三六四番地、三六五番地及び三六七番地、字ナル四二三番地二の一部並びにこれらと一体をなす国有地

二十一 1 名称

本郷地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

日野郡日野町大字本郷字観音堂一〇八五番地一、一〇八五番地二、一〇八六番地、一〇八七番地一、一〇八七番地二、一〇八八番地、一〇九〇番地一、一〇九〇番地四、一〇九〇番地五、一〇九一番地一、一〇九三番地一、一〇九三番地二、一〇九三番地三、一〇九四番地一、一〇九四番地二、一〇九五番地、一〇九六番地、一〇九七番地、一〇九八番地、一〇九九番地、一一〇〇番地、一一〇一番地、



- 一一〇二番地の一部、一一〇四番地の一部、一一〇五番地一、一一〇五番地二、一一〇六番地、一一〇七番地、一一二〇番地四、一一二〇番地五、一一二三番地、一一二四番地の一部、一一二五番地、一一二六番地、一一二七番地、一一二八番地、一一二九番地、一一三〇番地、一一三一番地、一一三二番地、一一三三番地一、一一三三番地二、一一三四番地、一一三五番地、一一三六番地、一一三七番地、一一三八番地、一一三九番地、一一四〇番地、一一四二番地、一一四二番地、一一四三番地、一一四四番地、一一四五番地及び一一四六番地、字ウケノ谷一一四三番地二、一一四七番地の一部、一一四八番地一、一一四八番地三、一一五〇番地、一一五一番地一、一一五一番地二、一一五二番地、一一五三番地、一一五四番地、一一五五番地、一一五六番地、一一六〇番地、一一六一番地一、一一六一番地二、一一六一番地三、一一六二番地、一一六三番地、一一六八番地一、一一六八番地二、一一六八番地三、一一六九番地及び一一七〇番地、字ウケ谷陰地一九一六番地の一部、一九一九番地、一九二〇番地及び一九二一番地並びに字観音堂ノ上工一九一三番地の一部並びにこれらと一体をなす国有地

鳥取県告示第二百十八号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第四百十条の規定に基づき、岩美郡、東伯郡及び日野郡に所在する計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第百四十三条の規定により告示する。

昭和五十八年三月十五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

一 計量法第百四十二条各号に掲げる計量器

実施期間 実施場所

昭和五十八年四月十八日から  
昭和五十九年三月三十一日まで 当該計量器の所在の場所

二 計量法第百四十二条各号に掲げる計量器以外の計量器

実施期日 実施時間 実施区域 実施場所

昭和五十八年四月十八日 午前十時三十分から  
午後十一時三十分まで 岩美町 岩美町岩井消防屯所

昭和五十八年四月十九日 午後一時から  
午後二時まで 岩美町 岩美町農業協同組合  
小田支所

昭和五十八年四月二十日 午前十時三十分から  
午後三時まで 福部村 福部村役場

昭和五十八年四月二十二日 午前十一時三十分から  
午後一時まで 国府町 国府町農業協同組合  
中河原支所

昭和五十八年四月二十三日 午後一時から  
午後三時まで 国府町 国府町農業協同組合  
果実選果場

昭和五十八年四月二十五日 午前十時から  
午後三時まで 北条町 北条町役場

昭和五十八年四月二十六日 大栄町 大栄町農村環境改善  
センター

昭和五十八年四月二十七日 東伯町 東伯町役場

昭和五十八年四月二十八日 赤碕町 赤碕町役場

鳥取県選挙管理委員会告示第二十一号

選挙管理委員会告示

昭和五十八年五月十日	午前九時三十分から 午前十一時まで	日南町館	日南町公民館山上支館
"	正午から 午後一時三十分まで	"	日南町公民館阿毘縁支館
"	午後二時から 午後三時三十分まで	"	日南町公民館大宮支館
昭和五十八年五月十一日	午前十時から 午前十一時三十分まで	"	日南町公民館多里支館
"	午後一時から 午後二時三十分まで	"	日南町公民館日野上支館
昭和五十八年五月十二日	午前九時三十分から 午前十一時まで	"	日南町公民館石見支館
"	正午から 午後一時三十分まで	"	日南町公民館福米支館
"	午後二時から 午後三時三十分まで	"	日南町中央公民館
昭和五十八年五月十七日	午前十時から 正午まで	日野町	日野町公民館
"	午後一時から 午後三時まで	"	日野町山村開発センター
昭和五十八年五月十八日	午前十時から 午後三時まで	江府町	江府町農業協同組合 準低温農業倉庫
昭和五十八年五月十九日	午前十時から 午後二時まで	溝口町	溝口町中央公民館

八東町選挙管理委員会から、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号に規定する個人演説会を開催することができる施設を次のとおり指定した旨の報告があつたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和五十八年三月十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

施設の名称	所在地
八東町山村開発センター	八東町大字北山五一番地一
細見地区生活改善センター	八東町大字中二一七番地
下南地区会館	八東町大字南四九一番地一
皆原農村婦人の家	八東町大字皆原二七三番地二
鍛冶屋多目的集会施設	八東町大字鍛冶屋一一七番地

鳥取県選挙管理委員会告示第二十二号

赤碓町選挙管理委員会から、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号に規定する個人演説会を開催することができる施設の指定を次のとおり解除した旨の報告があつたので、告示する。

昭和五十八年三月十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

施設の名称  
赤碕町出上隣保館

所在地  
赤碕町大字出上二一八番地一

### 教育委員会告示

#### 鳥取県教育委員会告示第四号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和五十八年三月十五日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

一 日時 昭和五十八年三月二十三日(水)午前十一時十五分

二 場所 鳥取市末広温泉町五五六番地

公立学校共済組合鳥取宿泊所 白兔会館

#### 三 議題

1 県立学校長の人事について

2 その他

### 公安委員会告示

#### 鳥取県公安委員会告示第十二号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十八年三月十五日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

#### 一 聴聞の期日及び場所

昭和五十八年三月二十三日 午後一時から

鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県警察本部内鳥取県公安委員会委員室

#### 二 被聴聞者の住所及び氏名

西伯郡岸本町岩屋谷三六三番地

美 甘 弘